

平成18年12月15日

貸金業法の抜本改正に関する会長声明

東京司法書士会
会長 山本 修

平成18年12月13日、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」が原案どおり承認可決された。

同法により、過剰貸付に対する規制強化、みなし弁済制度の廃止、貸金業者による上限貸付金利の年20%への引き下げが実現された。さらに、同法附則により、国が多重債務対策を行うことが責務として明記され、本年中にも内閣官房に「多重債務者対策本部（仮称）」が設置されることとなった。

当会は、同法の成立を、200万人を超えともいわれる多重債務者問題解決のための大きな一歩として高く評価したい。

しかし、3年後とされる見直し時期までの対応次第では、特例金利や利息制限法の実質引き上げ論も再浮上しかねない。また、起こり得る信用収縮に向けたカウンセリング体制の充実、低所得者層への低利融資といったセーフティネットの構築、ヤミ金の取締り強化等、直ちに対応が必要な問題も少なくない。

当会は、早急に上記諸問題に対処し、今後も多重債務問題解決の担い手として、より積極的に取り組んでいくことをここに宣言する。